

令和6年8月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和6年8月19日（月）13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（継続審議）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠席 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席4 山田 和男 委員 議席5 欠席 議席6 林 和男 委員

議席7 志賀 睦 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

中野 守雄 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員 榎内 宏 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課主事（農業委員会事務局併任） 川崎 大輔

7. 開会

【中野事務局長】

鵜沼委員がまだ到着されておきませんが、定刻となりましたので、ただ今から双葉町農業委員会令和6年8月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

【会 長】

みなさま、こんにちは。本日は、何かとお忙しい中、8月定例総会にご出席いただきありがとうございます。

本日は、先月から継続審議となっている農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請1件、そして別の農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請が1件、それから協議事項がございます。

皆さまにはいつも通り慎重に審議いただき、適切な結論を出していただきますようお願いいたします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に欠席者の報告をいたします。先ほど申し上げましたが鶴沼委員が到着しておらず、連絡も来ていない状況です。木幡委員と新川推進委員の方からは連絡があり、本日欠席とのことです。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしくお願いします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年8月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。

【中野事務局長】

報告させていただきます。

令和6年7月19日に双葉町役場1階大会議室にて双葉町農地利用最適化推進委員委嘱状交付式及び双葉町農業委員会令和6年7月定例総会が開催され、農業委員8名と農地利用最適化推進委員5名、それから中野、川崎が出席しております。

令和6年7月29日、いわき市のいわきゆったり館にて、令和6年度新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催され、志賀会長職務代理者、中野守雄推進委員の2名に出席していただいております。

令和6年8月9日、福島市のパルセいいざかにて、令和6年度新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催され、大森委員、山田委員の2名に出席していただいております。

同じく令和6年8月9日、双葉町大字××地内において、農地転用申請に係る現地確認を澤上会長、中野、川崎の方で行っております。以上になります。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

本日木幡委員がお休みということですので、議事録署名人には6番・林委員、7番・志賀会長職務代理者の両名を指名いたします。よろしくお願いします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。

当議案は前回の令和6年7月定例総会にて議案として審議したものでございますが、議決に至らなかったため、今回の令和6年8月定例総会にて継続審議するものでございます。

ここで一時休議いたします。

(休議)

【澤上会長】

それでは、議事に戻ります。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案の上程につきましては前回行いましたので、今回は省略させていただきます。それから、詳細につきましても前回説明いたしましたので、今回は省略させていただきます。

7月定例総会の後に×××と業者の方で再度話し合い、継続して進めていただきたいとの連絡をいただきましたので、会長の方で採決の方をお願いできればと思います。

【澤上会長】

前回欠席で今日初めてこの話を聞くという方はいませんか。

業者と×××は進めるということで話は済んだということなので、採決を取りたいと思いますが、皆さんから何かございますか。

(なしの声)

【澤上会長】

それではお諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

一度休議いたします。

(休議)

【澤上会長】

続きまして議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。

【中野事務局長】

議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。令和6年8月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成事業の排水計画に基づき、既設水路の改修工事施工を行うにあたり、当該申請地が施工影響範囲にかかるため、当該申請地を一時転用するものです。

被設定人は、双葉町大字××××番地／×××× ××××株式会社 代表取締役社長 ××××、設定人は、××××／××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××××番、地目は田、農振区域の農用地に該当します。一時転用面積の合計は××㎡です。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的及び(2) 権利設定の理由としては、既設水路改修に伴う工事にて当該地区が施工影響範囲にかかるため(3) 施設の利用期間、一時転用の期間ですが、

許可日から3か月間としています。(4)施設の概要ですが、転用する敷地の南側の既設水路の改修工事により接続柵設置する際に今ある大型フリュームを取り除くことになり、その際に掘削が必要となりますが、その掘削の影響が及ぶ可能性がある範囲が図の水色の部分でございます。

4の権利の種類については、賃借権を設定するとしています。

5の資金計画については、工事費用約××××円を場××××株式会社の資金で対応するとしています。6の被害防除措置について、土砂の流出等の防除措置はなく、掘削時の湧水についてはポンプにより作業時排水を行うことにより農業用排水施設の機能への支障を及ぼさないこととするとのことです。また、営農条件には影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じないとしています。

④の申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況については、請戸川土地改良区からの農地転用について差し支えない旨の意見書が添付されております。⑪の一時転用の場合における農地への復元方法については、土が締め固まった場合は耕起し、掘削した場合はその土を埋め戻して締固めを行うとしております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件については、私澤上が現地を確認しておりますので、調査結果を報告します。

申請地は××と××の字境になっております。申請地南側の水路の端にある柵が現在木製となっており、コンクリートの柵と取り換えるということです。木製ですといずれ腐ってしまいますので、早めに作業していただいた方が良いでしょう。

今回の申請内容については、特に問題はなさそうですが、何かご意見ある方いますか。

【志賀会長職務代理者】

先ほどの説明で土地改良区からの意見書が添付されているとのことでしたが、どこに添付されていますか。

【中野事務局長】

すみません。そちら本日届きましたので別添でつけさせていただいております。

【志賀会長職務代理者】

それともう一つお伺いしたいのですが、施工範囲の 3.9 m²とはどのような意味ですか。機械は団地側から入ってくると思いますので、水路の南側からバックホウで掘削することになるため、農地をまたぐことはないという認識でよろしいですか。あくまでも、掘削する影響で 3.9 m²ほど使うということですか。

【中野事務局長】

志賀委員がおっしゃったように産業団地側から掘削する形になります。

【志賀会長職務代理者】

これは本当に農地をまたがないのですか。前回の一時転用申請の際も影響範囲が 1～2 m²だったと思いますが、本当にその他の農地に影響が及ばないのですか。もし他の農地にも影響が及ぶのであれば、その農地も同様に転用申請をしなくてはならないということになりますので。本当に大丈夫なのか不安があります。

杭がしっかり打ってあるのかも分かりませんが。

【中野事務局長】

杭は打ってあります。

【志賀会長職務代理者】

では影響範囲の 3.9 m²を越えないように施工するということによろしいですね。

【中野事務局長】

そう聞いております。

【志賀会長職務代理者】

それなら大丈夫です。そこが心配でしたので質問させていただきました。

【澤上会長】

そのあたりの指導は事務局にお任せします。

その他皆様から何かございますか。

(なしの声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請については、許可することが適当との意見書を付して県に送付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号は許可することが適当との意見書を付して県に送付することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(13時53分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長澤上 榮.....^⑩

議事録署名人林 和男.....^⑩

議事録署名人志賀 睦.....^⑩

(閉会時刻 14時43分)